

「証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた懇談会」 の設置について

2024 年 5 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 設置の目的

証券業に求められる規制・事務対応が高度化・精緻化していくなか、会員各社はミドル・バックオフィス業務に従事する役職員の高齢化や、少子高齢化による労働人口の減少を背景とした人材確保の困難化といった問題に直面しており、ミドル・バックオフィス業務の効率化は会員各社における共通課題となっている。

ついては、かかる共通課題について業界横断的な検討を行うため、本協会会長の諮問機関として「証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置することとする。

2. 検討方法

懇談会においては、ミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた取組みの全体的な取りまとめや政策的な検討を行うこととし、具体的な実務検討は、テーマ毎に設置する部会において行うこととする。

懇談会は、以下の部会のほか、必要に応じ部会を設置するものとする。

- (1) サイバーセキュリティ部会
- (2) 相続部会
- (3) 外国株式コーポレートアクション部会
- (4) 口座開設部会
- (5) 売買審査部会
- (6) 株式公開買付部会

3. 構成

(1) 懇談会

- ① 懇談会の委員は、会員の役職員をもって構成する。
- ② 懇談会には座長を置く。
- ③ 懇談会には座長代理を置くことができる。
- ④ 懇談会の座長及び委員は、会長が選任する。

⑤ 懇談会の座長代理は、座長が、委員のうちからこれを選任する。

⑥ 懇談会には、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

⑦ 座長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

(2) 部会

① 部会の委員は、会員の役職員をもって構成する。

② 部会には主査を置く。

③ 部会には副主査を置くことができる。

④ 部会の委員は、懇談会座長が会員のうちから公募によりこれを選任する。

⑤ 部会の主査及び副主査は、懇談会座長が、委員のうちからこれを選任する。

⑥ 部会には、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

⑦ 主査は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

4. 事務の所管

懇談会及び部会の庶務は、以下の部署において担当する。

(1) 懇談会

自主規制本部 自主規制企画部、政策本部 企画部

(2) サイバーセキュリティ部会

管理本部 IT統括部

(3) 相続部会

政策本部 調査部、会員本部 会員部

(4) 外国株式コーポレートアクション部会

政策本部 証券税制部

(5) 口座開設部会

自主規制本部 自主規制企画部

(6) 売買審査部会

自主規制本部 エクイティ市場部

(7) 株式公開買付部会

政策本部 企画部

以 上